

# 伊万里市立山代東小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日作成  
令和4年4月1日改正

## 1 いじめ防止等のための基本的な方向性

### (1) 基本方針策定の根拠

「いじめ防止対策推進法」（以下「推進法」という）13条に基づき、本基本方針を策定する。

### (2) 基本方針策定の意義

いじめの未然防止・早期発見・対応を組織的かつ可及的速やかに行うために策定する。

## 2 いじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（推進法2条より）

### (2) いじめの理解等基本的な考え方

いじめは、人権の侵害であり、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れのある触法行為である。また、学校教育目標達成への営みに対する大きな妨害である。したがって、学校はいじめ未然防止を最重要課題と捉えて取り組むが、残念ながら発生した場合には毅然とした態度で対応する。

その一方で、学校は在籍するすべての児童の成長に責任をもつ公教育機関である。そのため、いじめを教育の機会と捉え、加害者の指導にあたる。同時に、必要に応じ、関係機関との連携を図りながら、加害児童の指導と被害児童の心のケアを行う。

## 3 いじめの未然防止の取組

いじめを未然に防ぐことは前述の通り、学校の最重要課題である。以下の取組により未然防止に努める。

- (1) 道徳教育の充実を目指すとともに、道徳の時間の確実な実施と指導力の向上を図る。
- (2) 多様性の理解の促進と自他を大切にする気持ちの醸成のために、特別支援教育、人権・同和教育推進に組織的に取り組む。
- (3) 「なかよしタイム」をはじめ児童会活動等、児童の主体的な活動を推進する。
- (4) いじめに至る前の兆候等を捉える。また、そのための力量形成の研修を行う。

## 4 いじめの早期発見の取組

いじめを早期に発見する取組として、以下のことを実践する。

- (1) 日頃から児童の観察を行い、言動・交友関係等から変化の兆候を予見する。
- (2) 毎日、連絡帳・日記等を確認し、保護者・児童の心のサインをつかむ。
- (3) 「心のアンケート」または、「生活アンケート」を毎月実施し、迅速に聞き取り調査を行う。
- (4) 「SOSの出し方教育」の推進、教育相談習慣の実施を通じて、困ったときに自分から誰かに相談できる児童の育成を図る。
- (5) 保護者と連絡を密に取り合い、情報収集、トラブルの早期解決を図る。

## 5 いじめ発生時の対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的対応をすることで被害児童を守り、加害児童に対しては、人格成長のために、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

### (1) いじめの覚知

通報や相談等により、職員がいじめと疑われる事案を覚知した場合は、速やかに管理職に報告する。報告を受けた管理職は、佐賀市教育委員会に覚知報告を行う。

### (2) いじめの認知

覚知後、「いじめ防止対策校内委員会（以下、校内委員会と記す）」（構成員は表1）を開催し、いじめの事実を確認するための調査を行い、いじめの定義に従い、認知の判断をする。いじめを認知した場合は、校内委員会で調査方法、被害・加害児童・保護者への対応を協議した後、この方針を校長が決定し関係者に指示をする。

さらに、事案の状況に応じて、「いじめ防止対策拡大委員会（以下、拡大委員会と記す）」（構成員は表2）を開催する。学校は、いじめの有無にかかわらず定期的に本委員会を開催し、職員研修・会議の実施状況、未然防止の取組、早期発見・対応の取組、いじめ防止策や覚知・認知等の状況を説明する（常設）。また、校内委員会が認知した事案の深刻度に応じて、本委員会において協議する（通常対応）。

### (3) 情報の記録・共有

職員は、「危機管理マニュアル」等に従って対応するとともに、いじめに関する情報を記録し共有を図る。

## 6 ネットいじめに対する対応

### (1) 防止策

情報モラル教育を学校・学年・学級の各単位で行い、情報モラルの基礎を身に付けさせる。保護者に対しても保護者会、通信等の手段を使って啓発及び注意喚起を行う。

### (2) 発生時の対応

- ① 被害児童の心のケアを行いつつ、実態を把握するために情報を集める。
- ② 校内委員会、拡大委員会により対応する。併せて、携帯電話の解約等を保護者に要請する。

## 7 重大事態への対応

### (1) 認識

重大事態とは、被害児童の生命・心身・財産等に重大な被害があると認められた場合や相当の期間、欠席を余儀なくされる場合である。これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し、該当する場合があります、拡大委員会がこれを認識する。

### (2) 発生時の対応

学校は、校内委員会、拡大委員会を開くとともに、佐賀市教育委員会への報告を行い、当該事案についての調査方法や調査組織についての指示を受けて対応する。また、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年4月27日文科科学省）、「危機管理マニュアル」等を参照しながら対応する。

## 8 いじめの再発防止の取組

### (1) 「いじめの解消」の周知徹底

「いじめの解消」の周知及び取組の徹底を図る。

#### ① 「いじめの解決」

被害児童への心のケアや加害児童への指導等の対応がなされた後、双方の保護者を交えた謝罪の場を設けるなど、一定の解決が図られた状態をいう。

## ② 「いじめの解消」

いじめの解決後、少なくとも、次の2つの要件を満たしている状態をいう。

- ・いじめに関する行為が止んでいること（少なくとも3か月）。
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

## (2) 立直り支援

被害児童がいじめから立ち直ることができるよう、当該児童の状況に応じ、適応指導教室等の関係機関やスクールカウンセラー等と連携し、立直り支援活動を行う。加害児童についても、当該児童がいじめに至った背景等を踏まえ、警察が行なう支援活動等と連携した立直り支援活動を行う。

## (3) 学校評価の運用

日頃の学校づくり・学級づくりの取組に加え、いじめへの取組に関する項目を位置付け、児童・保護者・職員の三者で評価する。評価結果について常に振り返り、改善を重ねる。

## 9 職員研修

- (1) いじめ防止のための研修については、組織として研修の機会を設ける。また、職員が各種研修等で得た情報については、全体に還元する機会を設ける。
- (2) 研修は、文献等によるものだけでなく、本校の実態に学ぶ事例研修会の形式を含める。

## 10 方針の公開・説明

「いじめ防止基本方針」に関する内容を、学校便り等を通して保護者・地域住民に公開するとともに、年度当初に児童・保護者・地域住民に説明をする。

### (資料) 委員会組織

表1 いじめ防止対策校内委員会（校内委員会）

構成員	働 き
校長	委員の招集。最終的な判断。
教頭	委員会の運営。指導。情報収集。指示・助言。指導。
教務主任	指導時間確保、時間割変更等。
生徒指導主任	情報収集。指示・助言。指導。
教育相談担当	S Cとの連携。心のケア。
養護教諭	情報提供。被害児童の居場所づくり。心のケア。
該当学級担任	情報収集。指導。

表2 いじめ防止対策拡大委員会（拡大委員会） ※ 常設・通常対応

構成員	働 き
校長	委員の招集。最終的な判断。
教頭	情報提供。職員への指示。
教務主任	情報提供。指示の場の確保。
学校運営協議会代表	意見を述べる。
P T A代表	意見を述べる。
S C	意見を述べる。
その他校長が必要と認める者	専門的見地から意見を述べる。（弁護士・警察官等）